

横須賀リサーチパークへの進出をサポートします

YRP進出事業者補助金

最大
100万円！



※業種や事業所面積等の
条件があります

対象業種の
指定なし！

用途の
指定なし！

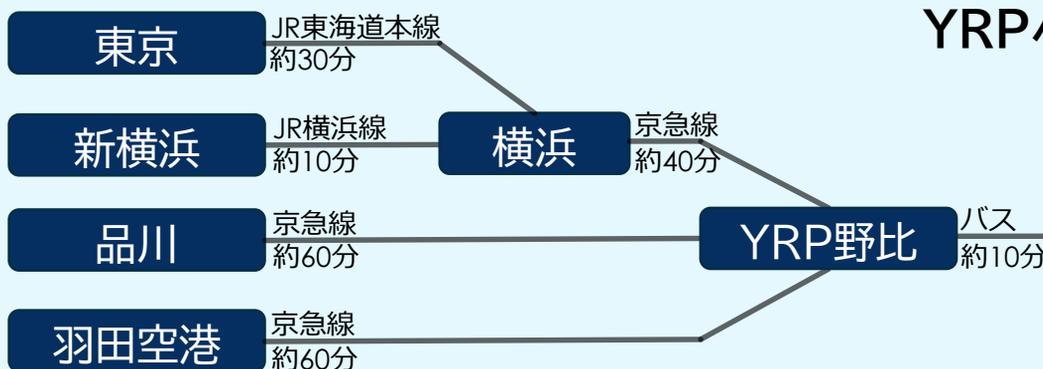


補助対象・要件

YRP地区に新たに事業所を設置する法人
または個人事業者で、次のすべてに該当するもの

- 中小企業者等(中小企業基本法で規定する者等)
- 新たに設置する事業所に常時従業員等を配置し、事業を営む者
- 賃貸借の場合は契約期間が2年以上、かつ転貸しないこと
- 店舗を設置する場合は、建物を取得すること
- 税金を滞納していないこと
- 「企業立地等促進条例」の奨励措置の適用を受けていないこと

YRPへのアクセス



詳しくはお問い合わせください

横須賀市経済部企業誘致・工業振興課
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
TEL:046-822-8125
Eメール ip-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp

YRP進出事業者補助制度について

- ・横須賀リサーチパーク（YRP）地区内に新たに事業所を設置する
中小企業者等

※「YRPビジョン2025」で定める行動計画の事業に参画する事業者

対象業種 および 補助金額	<ul style="list-style-type: none">●製造業●情報通信業●学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学 研究所、デザイン業、機械設計業および商品・ 非破壊検査業に属するもの等●上記業種かつ面積が50㎡以上であること 100万円●上記以外の事業者 50万円 <p>※「YRPビジョン2025」で定める行動計画の事業に 参画する事業者 100万円</p>
主な条件	<ul style="list-style-type: none">●中小企業者等（中小企業基本法で規定する者等） であること●新たに設置する事業所に常時従業員等を配置し、 事業を営む者●賃貸借の場合は契約期間が2年以上、 かつ転貸しないこと●「企業立地等促進条例」の奨励措置の適用を受け ていないこと●納期限の到来した市税を完納していること <p>など</p>